

関係各位

建設企画課長
(公印省略)

土木一式工事 (B 等級) を受注する場合の注意について

このことについて、令和 5 年 4 月 1 日付け 4 監第 2 3 7 号「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」第 1 2 条 (指名業者の選定) により、指名業者の発注基準が改正されております。

B 等級の工事について、令和 4 年度までは技術者の専任を要しない金額帯での発注に限定されていましたが、発注基準の改正により、4,000 万円以上の請負額 (変更含む) の場合、専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要となりますので、注意をお願いします。

	技術者の専任基準 ※令和 5 年 1 月改正	発注基準 (令和 4 年度まで)	発注基準 (令和 5 年度から)
4,500 万			A 等級 B 等級
4,000 万	専任 非専任		
3,500 万		A 等級 B 等級	

⇒ 専任の技術者となる
(これ以下の設計額でも増工
で専任となる可能性がある)

(参考) 建設業法上の専任の位置づけについて

【建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)第3項】

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

【建設業法施行令第27条(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)】

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、(略)工事一件の請負代金の額が四千万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円)以上のものとする。

専任とは

【監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月23日国不建第457号)】

他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。

< 問合せ先 >

建設企画課 公共工事契約指導班(内線:3027)
(095-894-3027)